

岡崎市議会議案

令和3年9月定例会

令和 3 年 9 月 岡崎市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
承認 3	令和 3 年度岡崎市一般会計補正予算の専決処分について	1
認定 1	令和 2 年度岡崎市一般・特別会計の決算の認定について	7
認定 2	令和 2 年度岡崎市病院事業会計の決算の認定について	9
認定 3	令和 2 年度岡崎市水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について	11
認定 4	令和 2 年度岡崎市下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について	13
69	訴えの提起について	15
70	市道路線の認定について	17
71	工事請負の契約について（岡崎駅東土地区画整理事業 都市計画道路柱町線道路築造工事）	21
72	岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について	23
73	岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	25
74	岡崎市児童育成センター条例の一部改正について	27
75	令和 3 年度岡崎市一般会計補正予算（第 5 号）	29
76	令和 3 年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	35
77	令和 3 年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	37
78	令和 3 年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	41
79	令和 3 年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第 1 号）	45

令和3年承認第3号

令和3年度岡崎市一般会計補正予算の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、補正予算（専決第2号）を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和3年7月19日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

令和3年度岡崎市一般会計補正予算（専決第2号）

令和3年度岡崎市の一般会計補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,239千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,373,820千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
21	繰越金	124,904	11,239	136,143
	1 繰越金	124,904	11,239	136,143
	歳入合計	124,362,581	11,239	124,373,820

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
11	災害復旧費	75,000	11,239	86,239
	1 公共土木施設災害復旧費	30,000	10,000	40,000
	2 農林業施設災害復旧費	15,000	1,239	16,239
	歳出合計	124,362,581	11,239	124,373,820

令和3年認定第1号

令和2年度岡崎市一般・特別会計の決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度の岡崎市一般会計、岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計、岡崎市農業集落排水事業特別会計、岡崎市国民健康保険事業特別会計、岡崎市後期高齢者医療特別会計、岡崎市介護保険特別会計、岡崎市継続契約集合支払特別会計、岡崎市額田北部診療所特別会計、岡崎市こども発達医療センター特別会計、岡崎市岡崎駅東土地地区画整理事業清算金特別会計、岡崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、岡崎市宮崎財産区特別会計及び岡崎市形埜財産区特別会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和3年認定第2号

令和2年度岡崎市病院事業会計の決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度岡崎市病院事業会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和3年認定第3号

令和2年度岡崎市水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和2年度岡崎市水道事業会計の利益の処分を次のように行うものとし、及び同法第30条第4項の規定により、同会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

未処分利益剰余金	848,484,458円
資本金への組入れ	848,484,458円

令和3年認定第4号

令和2年度岡崎市下水道事業会計の利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和2年度岡崎市下水道事業会計の利益の処分を次のように行うものとし、及び同法第30条第4項の規定により、同会計の決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

未処分利益剰余金	650,923,374円
資本金への組入れ	650,923,374円

訴えの提起について

次のとおり、訴えを提起するものとする。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

1 管轄裁判所

岡崎簡易裁判所

2 相手方の住所及び氏名

3 請求の趣旨

相手方に対し、新規就農・経営継承総合支援事業により給付した令和元年7月1日から令和2年5月31日までの青年就農給付金1,375,000円の返還及びこれに係る遅延損害金の支払を求める。

4 請求の原因

新規就農・経営継承総合支援事業（現在の農業次世代人材投資事業）のうち、経営開始型は新規就農者が農業経営を始めてから安定するまでの最長5年間、経営確立を支援する資金を交付する国（農林水産省）の支援制度である。相手方はこの事業を活用して岡崎市で就農し、平成28年6月1日から5年間を対象期間として、同日から半期ごとに計8回、岡崎市から青年就農給付金（現在の農業次世代人材投資資金）総額6,000,000円を交付された。就農者は毎年7月末及び1月末までに、直近の6か月分の就農状況の報告を義務付けられている。しかし相手方は令和元年7月分から12月分まで及び令和2年1月分から6月分までの就農状況の報告を怠り、行方不明となった。就農状況の報告をしなかった場合、給付金は停止されるとともに、既に給付されている資金のうち、就農状況の報告をしなかった月数分の給付金が返還となる。そのため返還の対象（令和元年7月分から令和2年5月分まで）となる既払い給付金1,375,000円及びこれに対する納付期限の翌日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める。

5 授権事項

市長は、訴訟の遂行上必要がある場合においては、裁判上の和解その他必要な行為を行うことができるものとする。

(理由)

この案を提出したのは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により必要があるによる。

令和3年第70号議案

市道路線の認定について

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和3年8月31日提出

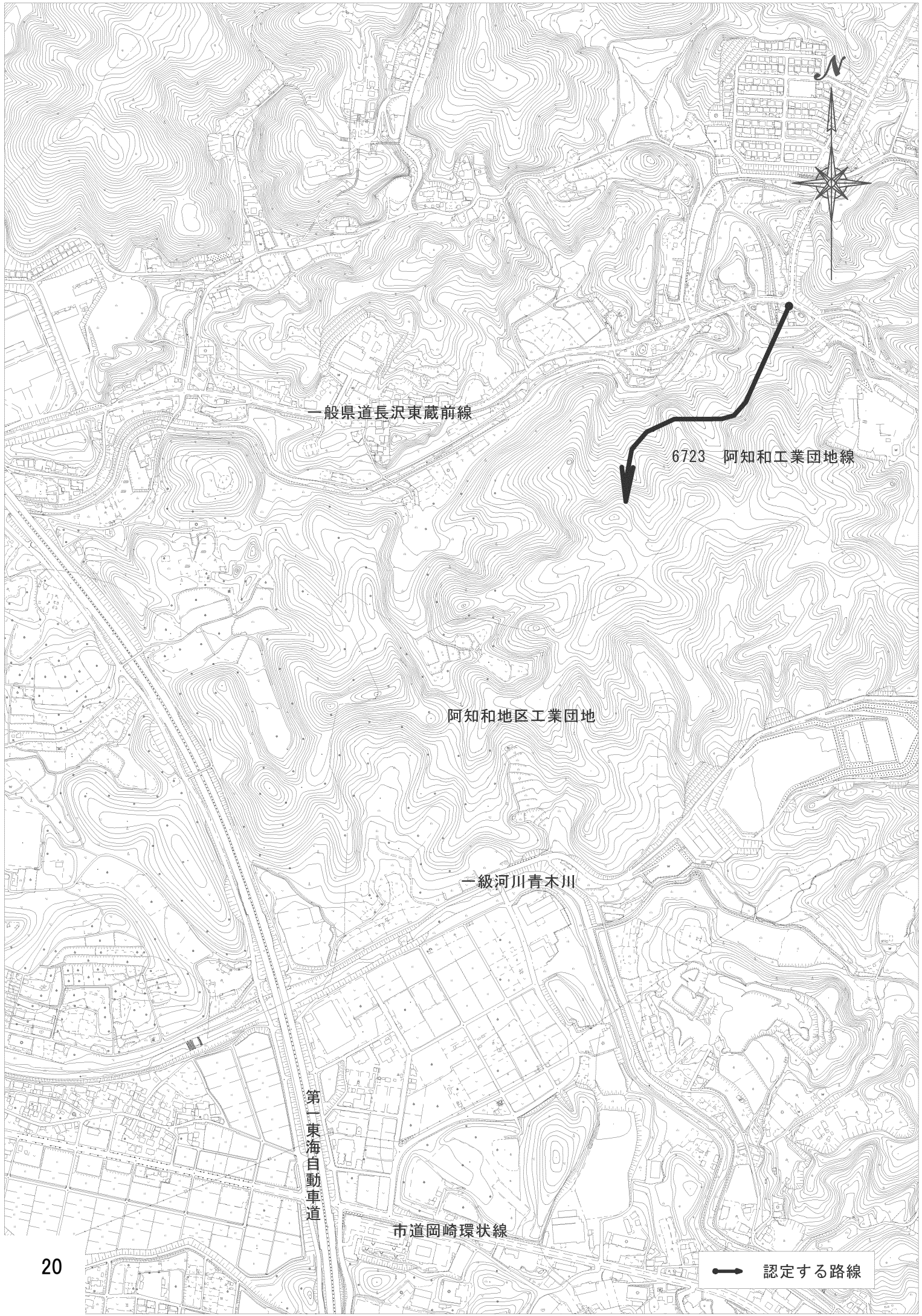
岡崎市長 中 根 康 浩

路線番号	路線名	起 点
		終 点
6705	美合つむぎ1号線	岡崎市美合町字つむぎ東
		岡崎市美合町字つむぎ中
6706	美合つむぎ2号線	岡崎市美合町字つむぎ東
		岡崎市美合町字つむぎ中
6707	美合つむぎ3号線	岡崎市美合町字つむぎ東
		岡崎市美合町字つむぎ東
6708	美合つむぎ4号線	岡崎市美合町字つむぎ東
		岡崎市美合町字つむぎ東
6709	美合つむぎ5号線	岡崎市美合町字つむぎ東
		岡崎市美合町字つむぎ東
6710	美合つむぎ6号線	岡崎市美合町字つむぎ東
		岡崎市美合町字つむぎ東
6711	美合つむぎ7号線	岡崎市美合町字つむぎ東
		岡崎市美合町字つむぎ東
6712	美合つむぎ8号線	岡崎市美合町字つむぎ東
		岡崎市美合町字つむぎ東
6713	美合つむぎ9号線	岡崎市美合町字つむぎ東
		岡崎市美合町字つむぎ東
6714	美合つむぎ10号線	岡崎市美合町字つむぎ東
		岡崎市美合町字つむぎ東

6 7 1 5	美合つむぎ11号線	岡崎市美合町字つむぎ東
		岡崎市美合町字つむぎ東
6 7 1 6	美合つむぎ12号線	岡崎市美合町字つむぎ東
		岡崎市美合町字つむぎ東
6 7 1 7	美合つむぎ13号線	岡崎市美合町字つむぎ中
		岡崎市美合町字つむぎ中
6 7 1 8	美合つむぎ14号線	岡崎市美合町字つむぎ中
		岡崎市美合町字つむぎ中
6 7 1 9	美合つむぎ15号線	岡崎市美合町字つむぎ中
		岡崎市美合町字つむぎ中
6 7 2 0	美合つむぎ16号線	岡崎市美合町字つむぎ中
		岡崎市美合町字つむぎ西
6 7 2 1	美合つむぎ17号線	岡崎市美合町字つむぎ西
		岡崎市美合町字つむぎ中
6 7 2 2	美合つむぎ18号線	岡崎市美合町字つむぎ西
		岡崎市美合町字つむぎ中
6 7 2 3	阿知和工業団地線	岡崎市真福寺町字山ノ田
		岡崎市真福寺町字山ノ田

(理由)

この案を提出したのは、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により必要があるによる。



令和3年第71号議案

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 契約目的
岡崎駅東土地区画整理事業 都市計画道路柱町線道路築造工事
- 2 工事概要
道路築造工事一式
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 契約金額
742,500,000円
- 5 完成期限
令和5年7月31日
- 6 契約の相手方
岡崎市羽根町字中田5番地11
畔柳・岡崎・浦上特定建設工事共同企業体

(理由)

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

令和3年第72号議案

岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年岡崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（令和3年度における特別休暇の取得の特例）

- 2 新型コロナウイルス感染症（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）に係る業務に従事するなどして、第11条第1項第15号に規定する期間内に特別休暇の取得が困難な職員に対する同号の規定の適用については、令和3年度に限り、同号中「10月」とあるのは、「3月」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理由）

この条例案を提出したのは、新型コロナウイルス感染症に係る業務への対応などにより10月までの期間での特別休暇の取得が困難であるため、令和3年度に限り、特別休暇の取得期間の特例を定める必要があるによる。

令和3年第73号議案

岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年岡崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第1号中「290円」の次に「(同号の業務のうち心身に著しい負担を与えると市長が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理由)

この条例案を提出したのは、人事院規則に準じ、防疫等業務のうち心身に著しい負担を与えると市長が認める業務について、防疫等業務手当の額を加算する必要があるによる。

令和3年第74号議案

岡崎市児童育成センター条例の一部改正について

岡崎市児童育成センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市児童育成センター条例の一部を改正する条例

岡崎市児童育成センター条例（平成10年岡崎市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

岡崎市第2六ツ美南部児童育成センター	岡崎市中島町字下井ノ上9番地1
--------------------	-----------------

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 岡崎市第2六ツ美南部児童育成センターの利用の許可に必要な手続その他の行為は、令和4年4月1日前においてもこれを行うことができる。

（理由）

この条例案を提出したのは、新設する児童育成センターの名称及び位置を定める必要があるによる。

令和3年第75号議案

令和3年度岡崎市一般会計補正予算（第5号）

令和3年度岡崎市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,934,585千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,308,405千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
15	使用料及び手数料	1,834,654	△7,446	1,827,208
	1 使用料	1,239,754	△7,446	1,232,308
16	国庫支出金	19,334,199	827,960	20,162,159
	1 国庫負担金	15,321,017	649,635	15,970,652
	2 国庫補助金	3,891,211	178,890	4,070,101
	3 委託金	121,971	△565	121,406
17	県支出金	8,578,161	109,667	8,687,828
	1 県負担金	5,266,619	444	5,267,063
	2 県補助金	2,457,084	109,223	2,566,307
18	財産収入	962,051	1,727	963,778
	1 財産運用収入	206,877	1,727	208,604
19	寄附金	127,002	21,301	148,303
	1 寄附金	127,002	21,301	148,303
20	繰入金	7,180,552	331	7,180,883
	2 基金繰入金	7,018,347	331	7,018,678
21	繰越金	136,143	972,038	1,108,181
	1 繰越金	136,143	972,038	1,108,181
22	諸収入	4,350,115	9,007	4,359,122
	5 雑入	3,195,478	9,007	3,204,485
	歳入合計	124,373,820	1,934,585	126,308,405

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	11,119,066	△112,623	11,006,443
	1 総務管理費	7,697,404	△110,106	7,587,298
	2 総務諸費	1,425,661	△2,803	1,422,858
	3 徴税費	1,039,232	286	1,039,518
3	民生費	50,051,611	48,462	50,100,073
	1 社会福祉費	11,533,688	7,795	11,541,483
	2 老人福祉費	10,271,475	1,207	10,272,682
	3 児童福祉費	24,705,904	39,460	24,745,364
4	衛生費	16,073,649	1,570,882	17,644,531
	1 保健衛生費	7,205,107	1,415,600	8,620,707
	2 衛生諸費	3,924,297	8	3,924,305
	3 環境費	607,061	42,296	649,357
	4 清掃費	4,337,184	112,978	4,450,162
6	農林業費	1,543,614	13,612	1,557,226
	1 農業費	518,388	5,576	523,964
	3 林業費	339,271	8,036	347,307
7	商工費	2,651,291	105,395	2,756,686
	1 商工費	2,651,291	105,395	2,756,686
8	土木費	17,350,150	105,262	17,455,412
	2 交通安全対策費	281,232	99	281,331
	3 道路橋りょう費	2,937,405	40,593	2,977,998
	6 公園緑地費	2,595,292	41,900	2,637,192
	7 土地区画整理費	484,508	22,670	507,178
9	消防費	3,956,850	29,945	3,986,795

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 消防費	千円 3,956,850	千円 29,945	千円 3,986,795
10	教育費	13,823,757	173,650	13,997,407
	1 教育総務費	2,906,599	10,507	2,917,106
	2 小学校費	2,747,818	80,319	2,828,137
	3 中学校費	1,265,401	950	1,266,351
	4 学校教育費	3,995,735	17,301	4,013,036
	5 社会教育費	2,328,814	41,023	2,369,837
	6 保健体育費	579,390	23,550	602,940
	歳 出 合 計	124,373,820	1,934,585	126,308,405

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
8 土木費	3 道路橋りょう費	本宿駅周辺地域拠点 関連道路整備事業	千 50,593

第3表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
文書管理システム開発に要する経費	令和4年度	98,980 千円
複合機・プリンタの賃借に要する経費	令和4年度から 令和9年度まで	429,155
生活困窮者学習支援に要する経費	令和4年度	13,082
教務システム保守に要する経費	令和4年度から 令和8年度まで	3,685
岩津成瀬城跡等の発掘調査に要する経費	令和4年度	133,320

令和3年第76号議案

令和3年度岡崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度岡崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（事業勘定の債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により事業勘定の債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
被保険者証等印字封入封緘 に 要 す る 経 費	令 和 4 年 度	千 9,162
納入通知書印字封入封緘 に 要 す る 経 費	令 和 4 年 度	6,826
督促状等印字封入封緘 に 要 す る 経 費	令 和 4 年 度	3,842

令和3年第77号議案

令和3年度岡崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和3年度岡崎市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,798千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,968,346千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	914,762	△2,045	912,717
	1 一般会計繰入金	914,762	△2,045	912,717
4	繰越金	1	6,843	6,844
	1 繰越金	1	6,843	6,844
	歳入合計	5,963,548	4,798	5,968,346

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	後期高齢者医療広域連合納付金	5,461,467	4,798	5,466,265
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,461,467	4,798	5,466,265
	歳 出 合 計	5,963,548	4,798	5,968,346

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書印字封入封緘 に 要 す る 経 費	令 和 4 年 度	7,091 千円
督促状等印字封入封緘 に 要 す る 経 費	令 和 4 年 度	925

令和3年第78号議案

令和3年度岡崎市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度岡崎市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ633,486千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,146,298千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	4,681,283	60,013	4,741,296
	1 国庫負担金	4,211,244	60,013	4,271,257
4	支払基金交付金	6,368,359	46,086	6,414,445
	1 支払基金交付金	6,368,359	46,086	6,414,445
5	県支出金	3,320,002	1,554	3,321,556
	1 県負担金	3,190,299	1,554	3,191,853
7	繰入金	3,907,535	1,777	3,909,312
	1 一般会計繰入金	3,765,889	1,777	3,767,666
8	繰越金	1	524,056	524,057
	1 繰越金	1	524,056	524,057
	歳入合計	24,512,812	633,486	25,146,298

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	基金積立金	2,565	490,210	492,775
	1 基金積立金	2,565	490,210	492,775
5	諸支出金	158,857	143,276	302,133
	1 償還金及び還付加算金	4,006	143,276	147,282
	歳出合計	24,512,812	633,486	25,146,298

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
納入通知書印字封入封緘 に 要 す る 経 費	令 和 4 年 度	千冊 2,609
督促状等印字封入封緘 に 要 す る 経 費	令 和 4 年 度	1,153

令和3年第79号議案

令和3年度岡崎市こども発達医療センター特別会計補正予算（第1号）

令和3年度岡崎市のこども発達医療センター特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238,035千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	繰入金	144,944	8	144,952
	1 一般会計繰入金	144,944	8	144,952
	歳入合計	238,027	8	238,035

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4	諸支出金	1	8	9
	1 償還金	1	8	9
	歳出合計	238,027	8	238,035

